

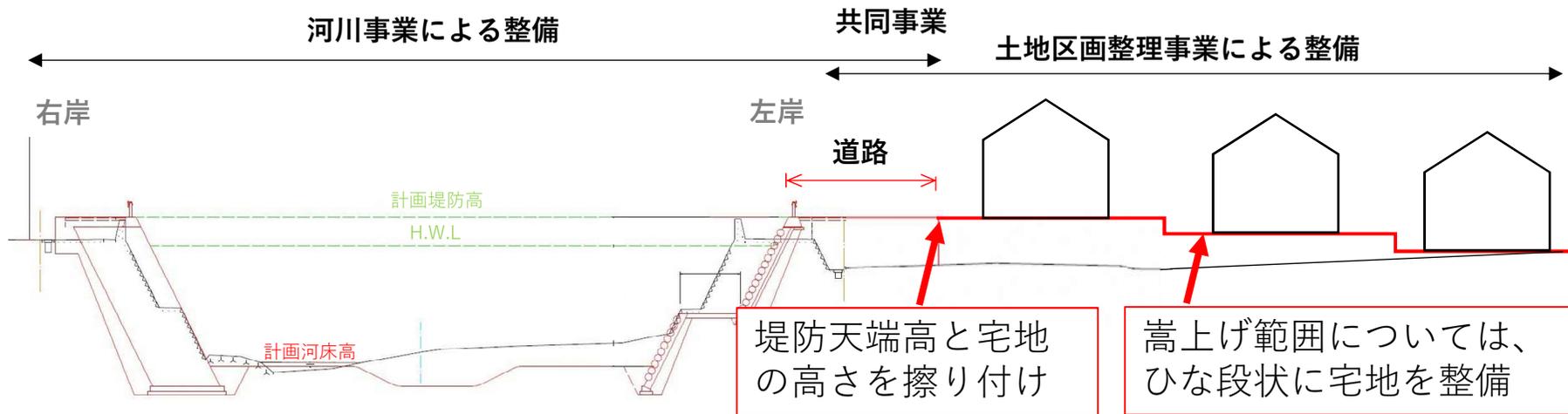
## 第2回 中心市街地復興まちづくり推進委員会

### ●整備の内容について

- 4 山田川の河川整備と一体となった整備イメージについて
- 5 中心市街地地区の検討体制について
- 6 次回の予定

令和4年10月11日（火）  
人吉市

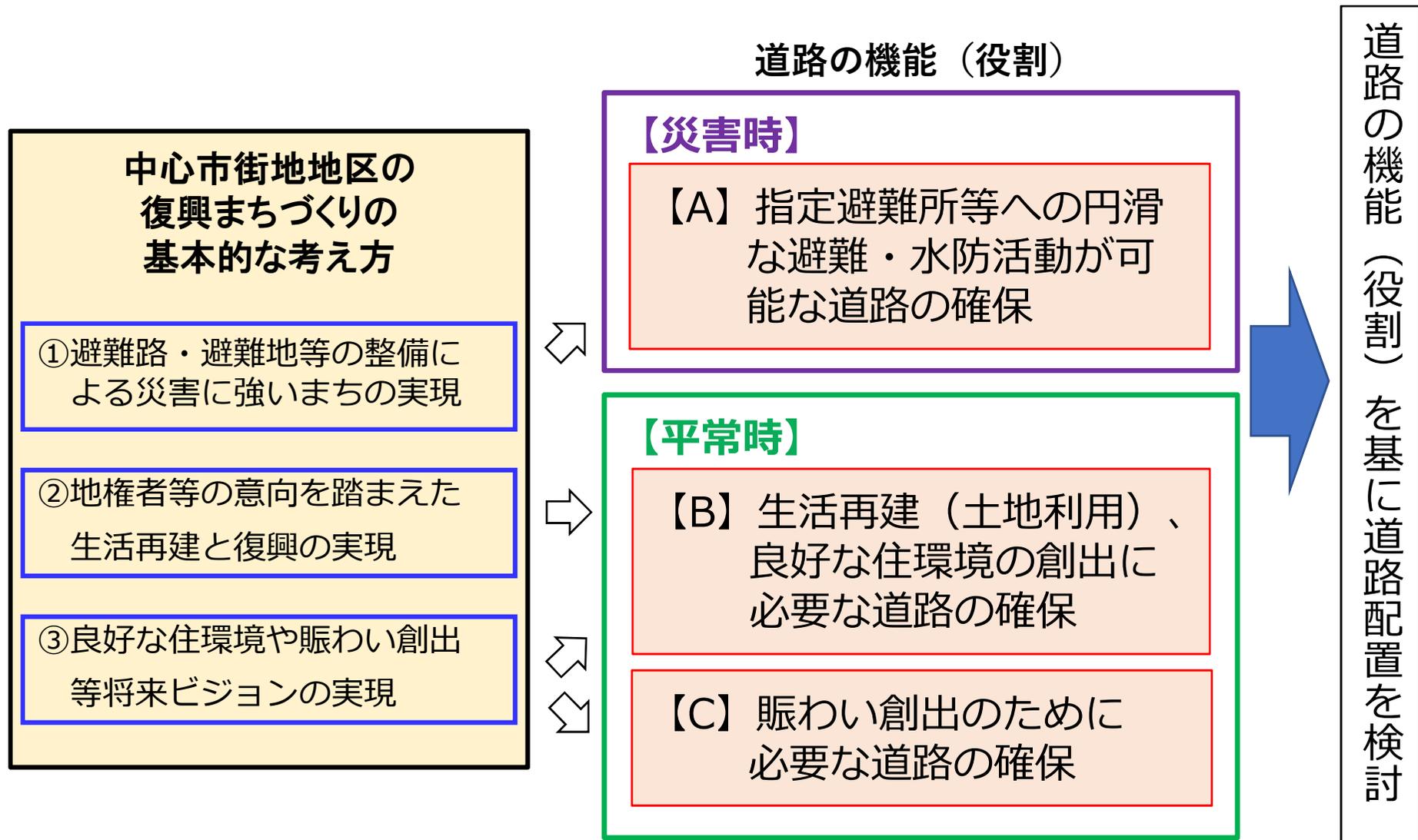
## ①山田川沿い整備後の利用イメージ



### 利用イメージ



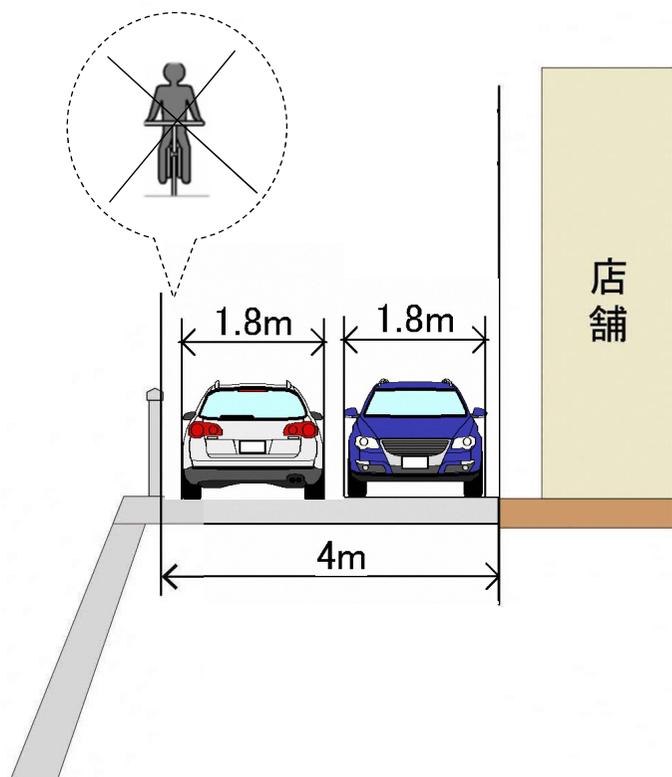
②山田川沿いの道路整備（幅員6m）の必要性と使い方について



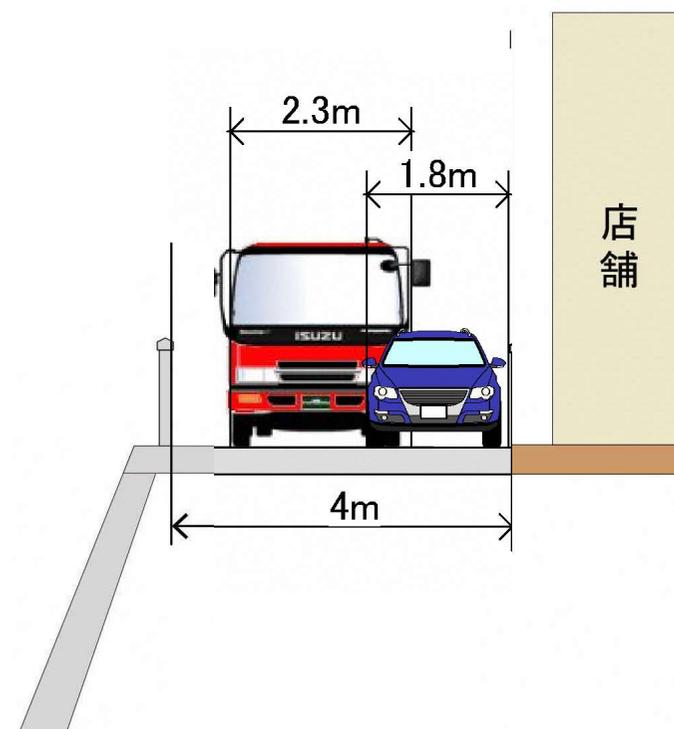
②山田川沿いの道路整備（幅員6m）の必要性と使い方について

川沿いの【4m幅員】利用イメージ

【平常時の空間利用】



【災害時の空間利用】

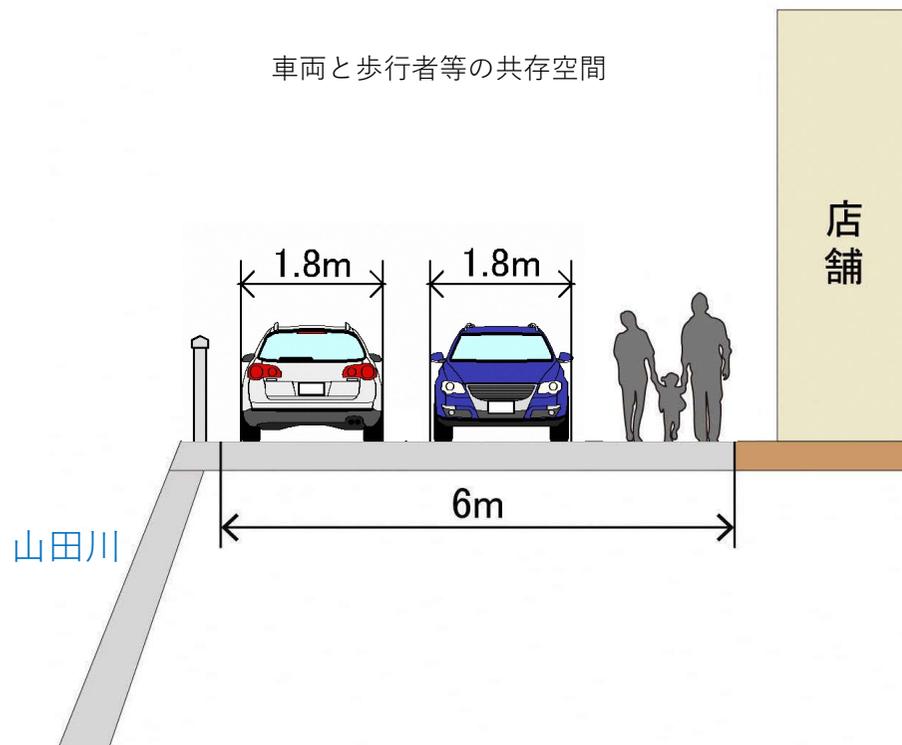


② 山田川沿いの道路整備（幅員 6 m）の必要性と使い方について

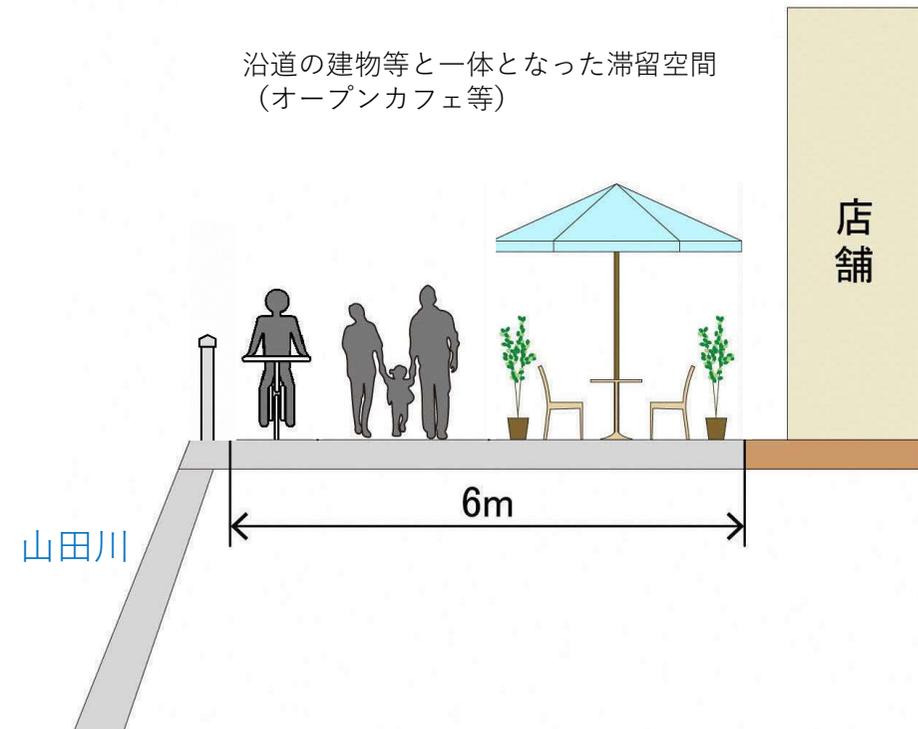
川沿いの【6m幅員】利用イメージ

【平常時】

【平常時の空間利用】



【イベントなど特別な日の空間利用】

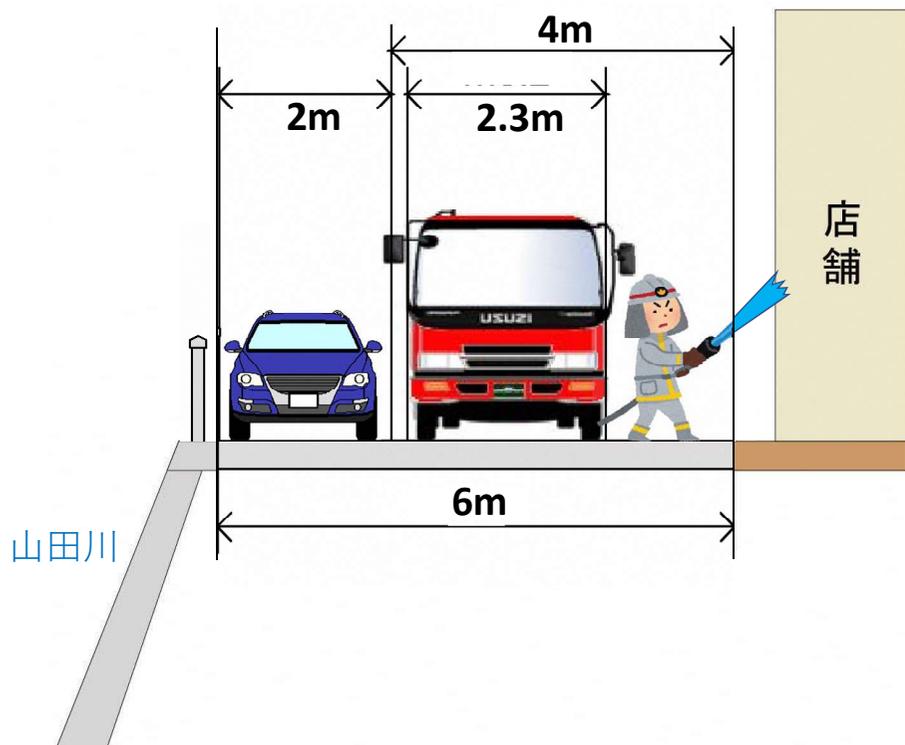


② 山田川沿いの道路整備（幅員 6 m）の必要性と使い方について

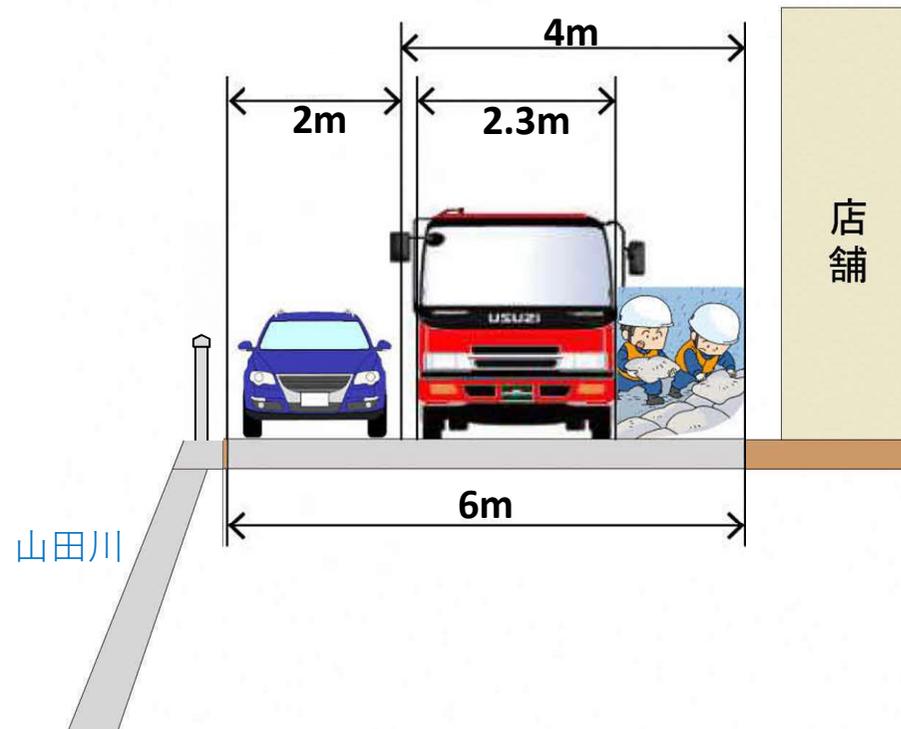
川沿いの【6m幅員】利用イメージ

【災害時】

【火災時の消火活動】



【水害時の水防活動】



### ③ シェアドスペースについて

#### ■ シェアドスペースとは

シェアドスペースは、限られた道路幅員の中で、歩道と車道の分離構造を設けず、主に視覚的な操作によって、自動車速度を抑制することで、歩行者と自動車が共存できる環境を創出するためのパターンである。

#### ■ 期待される効果

- ・ 自動車の走行速度抑制による、対歩行者・自転車事故の減少等、交通安全の促進
- ・ 駐停車車両の排除による、駐停車車両の死角に起因する交通事故のリスク低減
- ・ 歩行者通行量の増加による商業関係者を取り巻く環境の改善
- ・ 地域の魅力・快適性の向上に伴う来訪者増加による地域活性化、及び地価上昇
- ・ 自動車利用者の専用意識の緩和  
(道路空間は多様な利用者のための空間であることへの理解促進)

## ③ シェアドスペースのイメージ



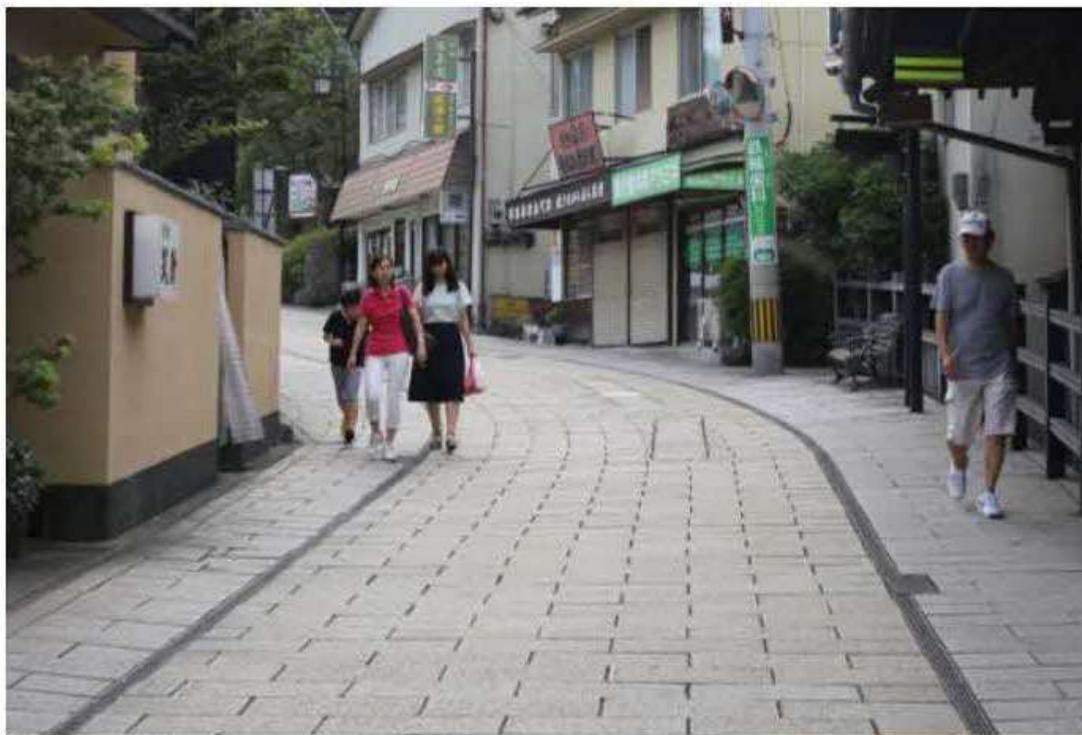
出典：国土技術総合研究所資料/まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド

## ③ シェアドスペースのイメージ

■事例 大分県別府市鉄輪（かなわ）温泉

歩車共存を促す舗装パターン

- 自動車の走行速度を抑制するため、自動車の走行を補助するための区画線を設置しないことも検討する。
- 自動車の走行速度を抑制するため、区画線ではなく、排水側溝や舗装パターンの変化によって歩車道境界を明示する方法もある。



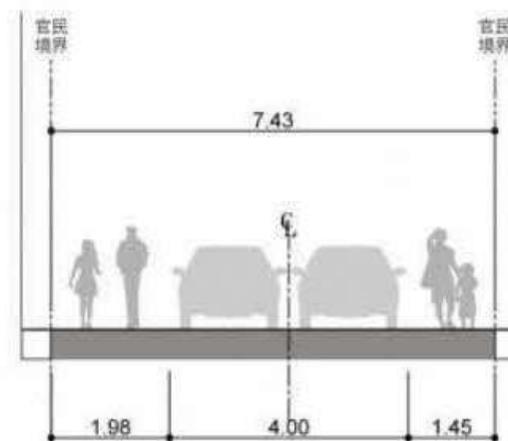
鉄輪温泉いでゆ坂（別府市）

排水用のグレーチングにより歩車道境界を明示

## ■シェアドスペースとは

シェアドスペースは、限られた道路幅員の中で、歩道と車道の分離構造を設けず、主に視覚的な操作によって、自動車速度を抑制することで、歩行者と自動車が共存できる環境を創出するためのパターンである。

出典：国土技術総合研究所資料/まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド



## ③ シェアドスペースのイメージ

■事例 イギリス ブライトン

出典：Landezine

### 海外のシェアドスペース



ニューロード (イギリス・ブライトン)

出典：国土交通省HP「ストリートデザイン懇談会」

## ほこみち制度創設

### ④ 道路空間における賑わい創出のための制度



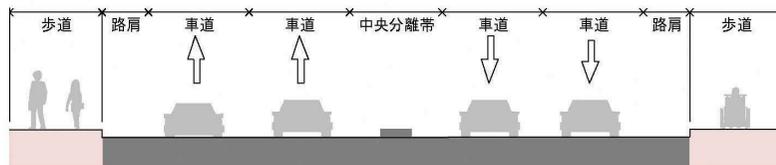
- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を創設（令和2年11月25日）。

#### 歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

#### 【新たな構造基準のイメージ】

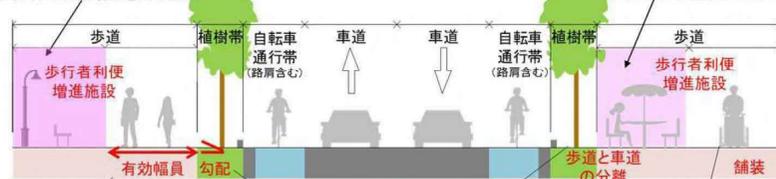
##### 【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

##### 【改築後】

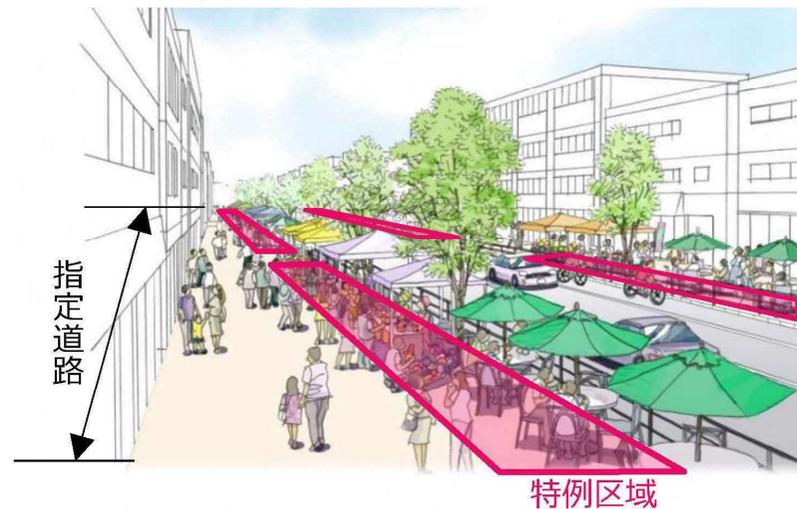
歩行者の利便増進を図る空間



<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%）</li> <li>・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹帯や並木や柵の設置</li> <li>・緑石の設置 高さ15cm以上</li> </ul>	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけがよい仕上げとする</li> </ul>
--	--	---	---

#### 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



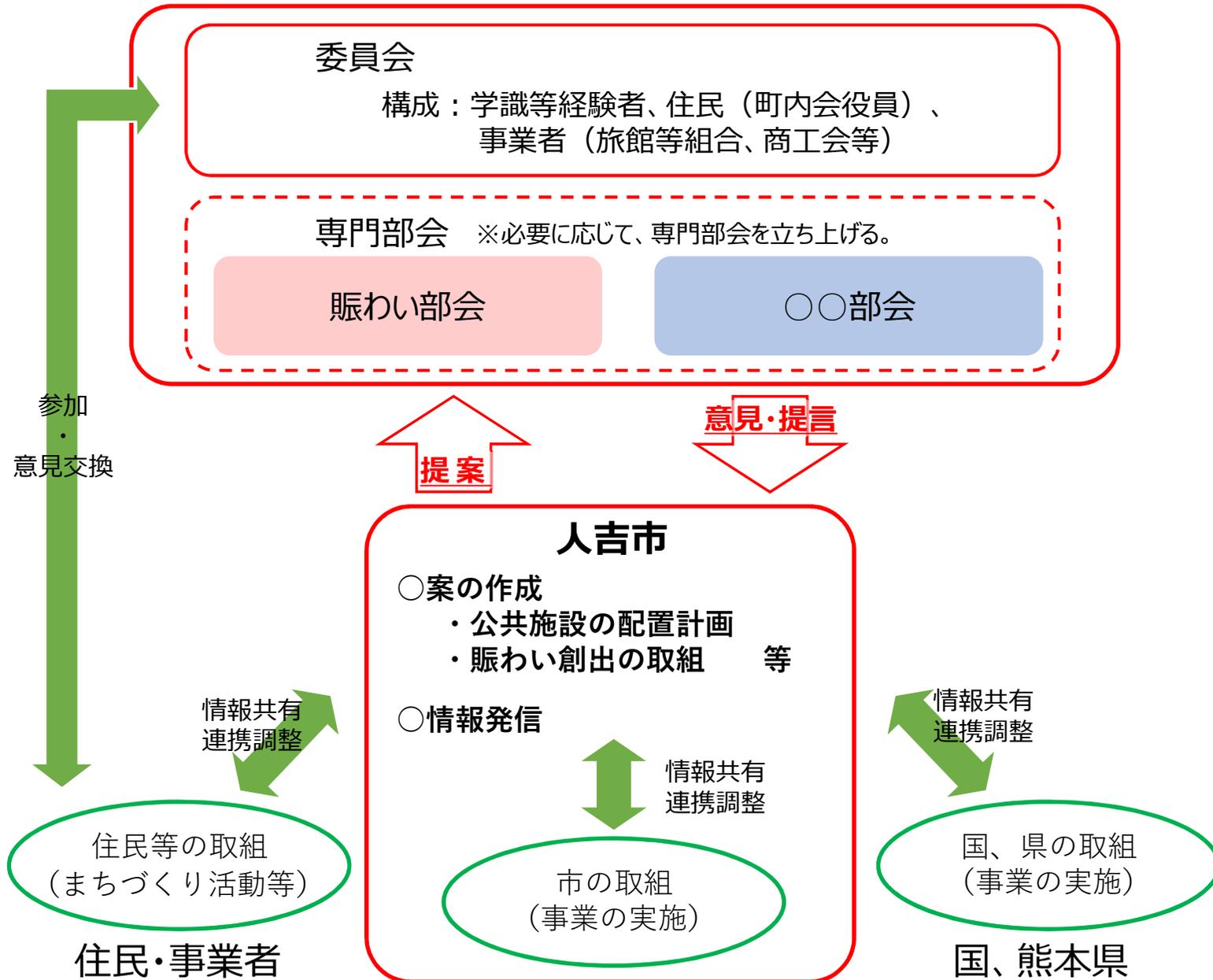
⑤ 川沿いの賑わい空間のイメージ

きっぷし  
木伏(岩手県盛岡市)



出典：盛岡市HP：<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/midori/koen/1024219/1028480.html>

### 中心市街地復興まちづくり推進協議会



回	活動内容(案)
第1回 (8月)	中心市街地地区全体の将来像、整備方針に基づいた道路・公園等の公共施設配置案、賑わい創出の説明、河川整備と一体となったまちづくりについて
意見 交換会	(対象：区画整理区域地権者) 整備イメージ案について、山田川の河川整備について、内水対策について、山田川の河川整備と一体となった整備イメージについて
第2回 (10月)	中心市街地の歴史・文化について、山田川の河川整備について、山田川の河川整備と一体となった整備イメージについて、中心市街地地区の検討体制について
第3回 (11月)	第2回委員会で検討した公共施設配置案の提示（泉田川・堤防道路の配置）、地区計画等の検討、 <b>(土地区画整理事業区域内の事業計画原案の作成)</b>
意見 交換会	
第4回 (12月)	(区域外含む) 公共施設案の検討、賑わい創出に向けた検討（導入施設など）、地区計画等の検討、複合施設等の検討、将来像のラフスケッチ

次回日程：令和4年11月2日（水）18時～ 3階 庁議室

協議内容：上記のとおり